

タクシー乗車券交付のご案内

寝屋川市では多胎児を育てるご家庭の外出の支援を行うため、年間2万円分のタクシー乗車券を交付しています。

このご案内は、本事業の対象となる可能性のあるご家庭に送付しています。

本事業の対象であるかをご確認の上、下記のとおり申請してください。

【対象者】 寝屋川市の住民基本台帳に記載されている方で、以下のいずれか（①～③）に該当し、多胎児の養育を行っているご家庭の保護者

- ① 令和8年4月1日時点で、令和4年4月1日以降に出生した多胎児を養育している方
- ② 令和8年4月1日以降に出生した多胎児を養育している方
- ③ 令和8年4月1日以降に寝屋川市に転入し、令和4年4月1日以降に出生した多胎児を養育している方

【申請方法】

- ① 右のQRコードを読み取り申請をお願いいたします。



※ 電子申請が難しい場合は、子育て支援課窓口申請書を提出してください。
本人確認書類：運転免許証などの各種免許、資格確認書の写しなど
窓口での申請受付：9：00～17：30（土・日・祝日以外）

【申請期限】 令和9年3月31日（水）＜当日消印有効＞

※ 申請期限までに申請書の提出がない場合は、タクシー乗車券の交付ができませんので、ご注意ください。

令和8年2月1日～3月31日に出生又は転入された方の特例について

特例として、令和7年度分と令和8年度分の2年度分を申請することができます。
ただし、特例による申請が可能な期間は令和8年5月30日までです。

特例対象者の申請方法

- ① 令和8年3月31日までに令和7年度分を未申請の場合
→ 令和8年5月30日までに、令和7年度分と令和8年度分の2年度分を申請
- ② 令和8年3月31日までに令和7年度分を申請済の場合
→ 令和9年3月31日までに、令和8年度分を申請

問合せ先 寝屋川市こども部子育て支援課
072-800-7091（直通）